議題(3)資料

特定教育・保育施設の利用定員の変更について

1　利用定員の設定について

教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）の設置にあたっては、認可基準の範囲内で施設及び事業所の認可定員を定めます。

市は、認可を受けた教育・保育施設について、施設型給付等の支給対象として確認する際に、給付の単価の基準となる利用定員を教育・保育給付認定区分（年齢区分）ごとに定めます。

市の確認を受けた教育・保育施設は特定教育・保育施設として位置づけられます。

施設・事業の種類	利用定員数	教育・保育給付認定区分
保育所	20 人以上	2 号・3 号
幼稚園	規定なし	1 号
認定こども園	20 以上	1 号・2 号・3 号

※3 号については、0 歳と 1～2 歳に区分

【支給認定区分】

1 号認定：満 3 歳以上の幼稚園等での教育標準時間認定を受ける小学校就学前子ども

2 号認定：3歳以上の保育園等での保育（標準時間・短時間）認定を受ける小学校就学前子ども

3 号認定：3歳未満の保育園等での保育（標準時間・短時間）認定を受ける子ども

2　利用定員の設定に関する留意事項

利用定員は、地域の需要等を踏まえて、認可定員の範囲内で、市で調整したうえで設定します。

また、需要が供給を上回っている間は、認可基準の範囲内で定められる認可定員と確認において定められる利用定員は一致することが基本となります。

3　利用定員の設定に関する意見聴取

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ「子ども・子育て会議」において意見聴取を行う必要があります。（子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項）

4　利用定員の変更案について

令和５年４月から下記のとおり利用定員の設定を変更します。

【事業開始年月日：昭和４０年1月１日】　　【単位：人】

施設区分	公私区分	運営主体	施設名称	定員					認可定員
				１号	２号	３号		合計	
						1~2歳	０歳		
保育園	私	社会福祉法人めぐみ隣保会	めぐみ保育園		72	60	18	150	150

⇩

【変更開始年月日：令和５年４月１日】　　【単位：人】

施設区分	公私区分	運営主体	施設名称	定員（案）					認可定員
				１号	２号	３号		合計	
						1~2歳	０歳		
保育園	私	社会福祉法人めぐみ隣保会	めぐみ保育園		65	33	12	110	150